

函館市自主防災組織防災用資機材整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市自主防災組織防災用資機材整備補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、自主防災組織が防災用資機材を購入するために必要な経費を支援することにより、自主防災組織の育成および防災体制の充実を図ることを目的とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、別表に掲げる防災用資機材の購入に必要な経費とする。ただし、交付決定後に受注または契約し、交付決定年度内に納品および支出したものに限る。

2 補助金の額は、補助対象費の10分の10以内の額とし、その限度額は40万円とする。

3 補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。

4 補助金に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

5 1 自主防災組織が補助金の交付を受けることができるのは1回とする。

6 これまで函館市自主防災組織資機材貸与要領に基づき、市から資機材の貸与を受けた自主防災組織は対象外とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとするときは、規則第7条第1項に定める申請書ならびに同条第2項第1号に定める計画書および同項第2号に定める收支予算書に、別記第1号様式による整備予定資機材一覧表を添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第5条 補助金の交付決定を受けた事業が完了したときは、規則第17条第1項に定める実績報告書ならびに同条第2項第1号に定める実績書、同項第2号に定める収支決算書および同項第3号に定める支出を確認することのできる書類またはその写しに、別記第2号様式による整備資機材一覧表を添えて市長に提出しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 活動の区分 | 品 目 |
|----------|---|
| 消火活動 | バケツ、消火器、その他市長が特に認めるもの |
| 救出活動 | ペンチ、ハンマー、ヘルメット、ヘッドライト、防じんメガネ、防じんマスク、長靴、バール、のこぎり、ジャッキ、スコップ、掛矢、おの、なた、脚立、はしご、ロープ、ツルハシ、チェーンソー、鉄線カッター、チェーンブロック、その他市長が特に認めるもの |
| 救護活動 | 毛布、救急セット、折り畳み式担架、その他市長が特に認めるもの |
| 避難誘導活動 | 懐中電灯、警笛、旗、腕章、携帯拡声器、避難誘導棒、車いす、雨合羽、その他市長が特に認めるもの |
| 情報収集伝達活動 | ラジオ、携帶用無線機、その他市長が特に認めるもの |
| 生活維持活動 | 炊飯器、鍋、コンロ、給水タンク、浄水器、テント、ビニールシート、投光機、コードリール、可搬式発電機、燃料携行缶、簡易トイレ、暖房器具、リヤカー、その他市長が特に認めるもの |
| その他 | 資機材収納庫、資機材収納棚、その他市長が特に認めるもの |

別記第1号様式（第4条関係）

整備予定資機材一覽表

1 整備予定資機材

2 資機材の保管予定場所または配置予定場所（該当する□内にレ印を記入してください）

町会等会館 町会等役員の自宅 その他

- ・施設名

- 住 所

別記第2号様式（第5条関係）

整備資機材一覽表

1 整備資機材

2 資機材の保管場所または配置場所（該当する□内にレ印を記入してください）

町会等会館 町会等役員の自宅 その他

- ・施設名

- 住 所